

退職者医療制度に該当する方は届け出を お願いします

退職者医療制度の適用について

退職者医療制度は、国民健康保険（国保）制度の健全な運営を図るため、退職被保険者本人と被扶養者の医療費の一部を社会保険制度からの交付金で賄う制度です。

市の国保に加入している一般被保険者で、次の対象要件のいずれかに該当する場合は、退職者医療制度の対象となります。年金証書を受け取った日から十四日以内に、国保年金課（本庁舎二階）・出張所・連絡所へ届け出をしてください。

対象要件

- ① 厚生年金・共済年金など、老齢（退職）年金の受給者で、加入期間が二十年以上
- ② 厚生年金・共済年金など、老齢（退職）年金の受給者で、加入期間が四十歳以降に十年以上

*ただし、①②共に老人保健該当者は除きます。

*被扶養者とは、退職被保険者本人と同じ世帯で、主に退

職被保険者本人の収入により生計を維持する配偶者（内縁でも可）と三親等以内の親族です（老人保健受給者を除く）。

*退職者医療制度での国保税や医療費の一部負担金割合などは、一般被保険者と同じです。

職権による適用について

市の国保に加入している一般被保険者で、厚生年金などの年金支払者からの報告により、退職者医療制度の対象となる年金受給者（本人のみ）は、職権により退職被保険者への切り替えを行います。

なお、退職者本人への確認が必要な場合や被扶養者認定の確認が必要な場合には、退職者本人の届け出をお願いします。

職権による退職者医療制度の該当者には「退職被保険者証」を送付します。医療機関などで受診するときは、送付された「退職被保険者証」を提示してください。

問い合わせ：国保年金課国保

資格係・TEL内線2479

男女共同参画市民フォーラム を開催します

六月二十三日（金）～二十九日（木）は、男女共同参画週間です

男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会。この男女共同参画社会の形成に向け、国は平成十三年に、六月二十三日からの一週間を「男女共同参画週間」と定めました。

ことしの標語は「参画で職場に活気家庭にゆとり」。この時期には、全国的にさまざまな啓発活動が展開されます。市では、父親として育児にかかわり、その大切さを説いている、東京大学教授・汐見稔幸^{しおみ ねしゆき}さんを講師に招いて、次のとおり市民フォーラムを開催します。皆さんの参加をお待ちしています。

市民フォーラム

オープニング：参画座（川越市女性団体連絡協議会）による寸劇
講演：「イクジなし！ と言われないために ～男がする育児の話～」

日時：7月1日（土）、午後1時30分～3時30分（開場11午後1時）

会場：やまぶき会館

定員：先着五百人

申し込み：6月14日（水）から、整理券を男女共同参画課（本庁舎三階）・女性会館・出張所・連絡所・本川越駅前センター・公民館で配布

*手話通訳・託児（二歳以上）があります。託児希望者は、六月二十三日（金）までに男女共同参画課に申し込んでください。

問い合わせ：男女共同参画課男女共同参画担当・TEL内線2441



汐見稔幸さん

耐震改修を行った場合、固定資産税を減額します

昭和五十七年一月一日以前に建てられた住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税（百二十平方メートル相

当部分まで）を以下のとおり減額します。

耐震改修工事の完了時期と固定資産税減額措置の内容

- 平成十八～二十一年…三年間 二分の一に減額
- 同二十二～二十四年…二年間 二分の一に減額
- 同二十五～二十七年…一年間 二分の一に減額

●**主な要件**
二分の一に減額

①昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅であること

②現行の耐震基準に適合する耐震改修であること

③耐震改修に係る工事費用が三十万円以上であること

耐震改修工事完了後、三か月以内に証明書などの必要書類を添付して申請してください。

*なお証明書は、地方公共団体・登録された建築士事務所に属する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関のいずれかに発行を依頼し

てください。
問い合わせ…資産税課家屋係・TEL内線2368

家屋を取り壊したときは届け出を

建て替えや老朽化などで家屋を取り壊したときは、年内に届け出をしてください。

家屋の固定資産税は、毎年一月一日に所有する建物にかかります。ことし一月二日以降に家屋を取り壊した場合、年内に届け出があれば、来年度から固定資産税がかからなくなります。

登記をしてある家屋を取り壊した場合は、法務局に滅失登記の申請をしてください。
*住宅を取り壊して店舗や駐車場などにする場合は、土地の固定資産税が増額になることがあります。

問い合わせと届け出…未登記の家屋⇨資産税課家屋係（本庁舎二階）・TEL内線2368
▼登記してある家屋⇨さいたま地方務局川越支局・TEL2431382

川越市DV防止対策ネットワーク会議を設置



5月19日に行われた会議の様子

5月19日、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止と、被害者保護のため、関係機関の連携を図る

組織として市は、県や警察署をはじめ弁護士会・医師会などから推薦された委員で構成する、川越市DV防止対策ネットワーク会議を設置しました。

第三次川越市男女共同参画基本計画の重点施策の1つである、DVなどの相談体制を充実するとともに、被害者を支援する体制を整備充実していくため、関係機関の連携を強化していきます。
問い合わせ…男女共同参画課男女共同参画担当・TEL内線2441

道路交通法の一部改正により、放置違法駐車対策が強化されました

総合交通政策課交通安全指導係・TEL内線3264

- ・放置駐車違反車両の確認事務が民間委託されます
- ・市内では、川越駅・本川越駅・霞ヶ関駅・南大塚駅・霞ヶ関北地区角栄商店街周辺が重点地域となっています
- ・交通事故防止および交通円滑化のため、違法駐車はやめましょう

詳しくは、川越警察署交通課（TEL224-0110）にお尋ねください。また、埼玉県警察本部のホームページでもお知らせしています。

アドレス=<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/>